

串間市の市立学校教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

<目次>

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・P.1～4
2. 目標及び計画の期間・・・・・・・・・・・・P.4
3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・P.4～9
4. 関連する取組・今後のフォローアップについて・・P.9

【別添】学校と教師の業務の3分類

令和8年4月
串間市教育委員会

I 計画の趣旨、現状

1 計画の趣旨

本計画は、串間市立学校に勤める教職員一人一人の業務量の縮減や健康確保に向けた取組の推進等により勤務状況を改善し、教職員が専門性を発揮して、授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を構築することにより、教職員の働きやすさと働きがいを両立させ、学習指導要領に掲げる理念の実現に向けて、「学校における教育の質の向上」と「児童生徒の教育の充実」を図るものである。本計画は、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき、策定するものである。

串間市は、「まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつ くしま」を教育目標とし、未来を創造する人材の育成と生きがいに満ちた心豊かな市民生活の実現を目指している。この実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が必要不可欠である。

本計画が目指す働き方改革は、教職員がこれまでの働き方を見直し、労働時間を削減することに留まらず、創出された時間を、教育の質の維持向上や教職の魅力向上、学校の持続可能性につなげることである。

串間市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、串間市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果的な働き方改革を進めていく。

2 本市の現状と課題

本市では、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

これまで、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図ったほか、フレックス制度の導入や出勤簿の押印廃止等、様々な取組を行ってきた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

(1) 校長

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	25.5 時間	2 %	0 %
中学校	47.2 時間	67 %	0 %

(2) 教頭

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	54.4 時間	55 %	10 %
中学校	83.4 時間	25 %	67 %

(3) 教諭（主幹教諭・教諭、栄養教諭、養護教諭）

	職種	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	主幹教諭・教諭	9 %	0 %
	養護教諭	8 %	0 %
中学校	主幹教諭・教諭	29 %	9 %
	養護教諭	29 %	0 %
	栄養教諭	17 %	0 %

○ 時間外在校等時間については、串間市教育委員会や各学校での取組の推進により、一定の削減が見られるようになってきた。

その中で、各学校の教頭の月45時間を上回る割合が、他の役職と比較し格段に高い状況が見られ、業務内容の見直しや連絡対応等の体制整備を図る必要が急務であると考えられる。

また、中学校では、時間外在校等時間が45時間を超える主幹教諭・教諭の割合が、38%と非常に高く、学校マネジメントや部活動の地域展開の推進を図ることが必要であると考えられる。

(4) これまでの取組の成果と今後の課題等

【成果】

- 校務支援システムやロイロノートの導入などICT活用による校務事務や授業準備等の業務が縮減されてきている。
- フレックス制度（時差出勤）の導入により、働き方の選択肢が増えている。
- 「校内での会議」や「学校行事（準備を含む）」の精選が進み、業務内容の縮減が図られてきている。
- 市費講師や特別支援教育支援員等の配置により、教師が授業準備等に時間を注力できる環境が整っている。

【課題】

- 働き方改革の目的が、全ての教職員に浸透しきっていない。
- 教頭や中学校の教諭等については、令和6年度の時間外在校等時間の目標値と大きく乖離している状況にある。
- 中学校の教諭等については、「授業準備」と併せて、「部活動」に関わる時間が時間外業務の大きな要因となっている。

II 基本的な考え方

1 在校等時間の定義について

(1) 在校等時間

「超勤4項目」に該当するものとして超過勤務を命じられた業務以外も含めて、学校教育活動に関する業務_{※1}として教師が校内に在校している時間及び職務として行う研修_{※2}や児童生徒等の引率_{※3}などの校外での業務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたもの

学校教育活動に関する業務※₁とは

児童生徒等の授業をはじめとした教育活動のほか、教務、児童生徒指導、授業のために必要な教材研究、教材教具管理、文書作成処理などの事務、外部関係者との連絡調整、学校教育の一環として行われる部活動等

職務として行う研修※₂とは

初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修

ただし、いわゆる職専免研修は、「職務として行う研修」には含まない。

職務として行う児童生徒等の引率※₃とは

校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会、コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務

また、引率業務以外でも校外の業務として対象と考えられる業務として、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。

(2) 時間外在校等時間の「上限時間」(原則)

○ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間(以下、「1か月時間外在校等時間」という。)45時間

○ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間(以下、「1年間時間外在校等時間」という。)360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

市教委は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、(2)の規定にかかわらず、教職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

○ 1か月時間外在校等時間100時間以内

○ 1年間時間外在校等時間720時間以内

○ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月

○ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

2 在校等時間の把握等について

(1) 方法

校務支援システムによる管理

(2) 留意点

○ 「在校している時間」とは、学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までを指す。

○ 修学旅行や校外学習等に関する引率業務については、行程表や出張復命書等をもって外形的に業務時間を把握する。

- 部活動に関する引率業務については、特殊勤務手当（部活動手当）の申請書や活動記録等をもって外形的に把握する。

(3) 注意事項 ※文科省通知より一部抜粋

- 実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することはあってはならない。
- 時間外在校等時間の上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成するために、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならない。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1年間における1箇月時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合を令和10年度までに、小学校は95%以上、中学校は、80%以上にする。

※上記の目標については、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に割合を増加するものである。その際、国スポ・障スポ等、国や県、市を挙げて取り組む行事等に係る業務時間の増加へも配慮するものとする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇取得日を15日以上にする。(毎月1日、長期休業のある月1日)
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%未満に減少させる。
- ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を95以下とする。
- ストレスチェックにおける「働きがい」に関する質問項目への肯定的な回答の割合を80%にする。

※総合健康リスク値とはストレスチェックにおける「仕事の量・裁量度」及び「職場の支援」の結果から、算出された値であり、全国平均が100となる。健康リスクの数値が低いほど、その職場はストレスによる健康リスクが低くなる。

- 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

4 計画の期間

令和8年度～令和10年度（串間市教育大綱令和8年度から令和12年度の間）

※第2次串間市教育大綱の改定に合わせ、次の更新は、令和11年とする。

Ⅲ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

市教育委員会では、本計画期間中の重点事項として、以下の施策等の推進に取り組む。

また、串間市立の学校においては、校長等管理職のリーダーシップの下、各学校の校種の実態に合わせ、市教育委員会・保護者・地域と密に連携を図りながら、各種施策に沿った取組を進めることとする。

1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【学校以外が担うべき業務】

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各学校区の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しや、保護者・地域ボランティア等による通学路の見守り活動を推進する。

・市の交通安全指導員の見回りを推進する。

・通学路の見守り活動を教職員が担っている場合は、学校運営協議会等をとおして、保護者や地域ボランティア等による通学路の見守り活動を検討し、推進するよう助言する。

・通学路安全点検の調査は、市教育委員会がクラウドのアンケート等により実施する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間における見回りについては、青少年育成連絡協議会等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

・勤務時間外における校外の見回りについては、教職員が原則行わないこととし、市等が行っている見回り(青パトによる巡回)に委ねることとする。また、保護者や関係機関等に対して、PTA総会や学校運営協議会等において説明し、理解を得るよう助言する。

○学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

給食費等の学校徴収金については、福島小学校及び串間中学校(1学年に2学級以上がある学校)において、市雇用の事務職員を配置し対応する。その他の学校については、事務職員が勤務時間の中で対応する。

○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域学校協働活動の実施状況に応じ、地域学校協働活動の担当が中心となって行うものとする。

・地域学校協働活動の担当を市教育委員会の職員が担い対応する。

・児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整については、地域学校協働活動の担当が中心となって行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

学校と保護者等とのトラブルに対する法的対応力の強化を図る。

・学校だけでは対応が困難であり、法律的な支援が必要な事案に対し、市の顧問弁護士による助言等を行う。

・県が主催する管理職等を対象にした、学校経営上必要となる法的知識や困難な事案への対応力の向上を目的とする法律研修への参加や生徒や教職員、保護者を対象に、いじ

めやネットトラブルの未然防止等をテーマとした弁護士等による出前授業への積極的な利用を促す。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

○調査・統計等への回答

校務支援システムやクラウドツール等の活用により、市が実施する調査等への回答に係る事務負担を軽減する。

- ・これまで紙や電子ファイルの送受信により実施していた調査等を、校務支援システムやクラウドツール等へ適宜移行する。

○ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

市教育委員会と連携を図りながら、事務職員や ICT 支援員が中心となっていく。

- ・事務職員への業務移行や ICT 支援員との契約内容の見直しを行い、学校の多様なニーズに応じた対応ができる体制を構築する。

○学校プールの施設・設備の利用及び管理

他校の施設を利用した水泳指導を推進し、プール管理に係る業務の軽減を図る。

- ・近隣学校の施設を利用した水泳指導を実施するとともに、市営プールの活用を検討していく。

○校舎の開錠・施錠

機械警備を継続し、職員間の役割分担を見直し、教頭等特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

- ・校長会での周知を行うとともに、学校経営案に中心的に開錠や施錠を行う職員を明記するよう指導する。

○児童生徒の休み時間における安全への配慮

学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を図る。

- ・校長会や共同学校事務室会等において、管理職や事務職員（施設点検を兼ねる）の定期的な見回りを推進するよう指導する。

○校内清掃

学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

- ・校長会や共同学校事務室会等において、管理職や事務職員（施設管理を兼ねる）の定期的な見回りを推進するよう指導する。

○部活動

部活動指導員の適正な配置を継続するとともに、地域展開を推進する。

- ・令和8年度に、部活動の地域展開に従事する職員を雇用し、計画的な推進を図る。

- ・部活動の地域展開に係る会議を開催し、計画的な推進を図る。
- ・中学校の部活動数について、運動部・文化部問わず再編に向けた検討を進め、その活動の充実及び教職員の負担軽減を進める。

【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

○給食時間おける対応

給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭または学級担任が実施する。

- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な対応を構築した上で実施する。

○授業準備

クラウドツールや生成AI技術の活用により、授業準備や指導計画作成等の業務の効率化を図る。

- ・クラウドツールや生成AIの活用に係る市の方針を示し、活用を推進する。
- ・特別支援教育支援員の業務について、児童生徒が在校しない間の内容を見直す。

○学習評価や成績処理

校務支援システムの機能やデジタルドリル・テストの自動採点技術等を活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

- ・C4th等の活用により、事務作業（出欠・時数管理、成績管理、個別の指導計画・支援計画作成など）をデジタル化することで事務負担の軽減を図る。

○学校行事の準備・運営

修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、組織的な対応を図る。

- ・担当職員のみで対応することなく、教師と事務職員、スクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進する。

○進路指導の準備

児童生徒の卒業後の進路に関する情報収集等について、組織的な対応を図る。

- ・担当職員のみで対応することなく、教師と事務職員、スクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

関係機関と連携・協働した支援体制を構築し、専門的な知見を活用し組織的な対応を図る。

- ・特別支援教育支援員の配置を行う。（令和8年度 小学校4名、中学校2名）

- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、適応指導教室や校内教育支援センター等を効果的に活用する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進する。

2 学校における措置の推進

- 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「やめることで、はじまる。宮崎県版12のやめることリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、令和9年度までに80%にする。

3 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 時間外在校等時間が長時間となっている教職員の健康障害を予防するための取組を推進する。
 - ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員については、校長による面接指導を実施するよう。
 - ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
 - ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
 - ・心身の健康問題についての相談窓口を周知し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
 - ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
 - ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月4日以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に7日間の一斉閉校期間の設定を行う。

IV 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内すべての小中学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 各学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで状況を把握し、その他の目標については、市で実施するストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に対する聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対して、当該校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。